福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

令和4年2月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合条例第3号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第9条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「100分の10.77」を「100分の10.54」に改める。

第10条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「55,687円」を「56,435円」に改める。

第11条中「64万円」を「66万円」に改める。

附則第3条及び第4条を削り、附則第5条を附則第3条とし、附則第6条から附則第8条までを2条ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料につい て適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の 例による。